○亀山市立図書館整備推進委員会要綱

平成29年9月28日

(設置)

第1条　亀山市立図書館の移転整備の推進を図るため、亀山市立図書館整備推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条　委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を亀山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告するものとする。

(1)　亀山市立図書館移転整備の推進に関すること。

(2)　亀山市図書館整備基本計画の策定に関すること。

(3)　その他教育委員会が設置目的を達成するために必要と認めること。

(組織)

第3条　委員会は、委員20人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　学校教育の関係者

(3)　社会教育の関係者

(4)　公共的団体等の代表者

(5)　読書の普及活動を行う団体の代表者

(6)　公募により選出された者

(7)　別表に掲げる市職員

(8)　教育次長

(9)　その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条　委員の任期は、移転を行った亀山市立図書館の開館の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条　委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条　委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条　委員会の庶務は、生涯学習室において処理する。

(その他)

第8条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

(施行期日)

1　この要綱は、平成29年9月28日から施行する。

(経過措置)

2　この要綱の施行後最初に行われる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

別表(第3条関係)

企画総務部長　財務部長　市民文化部長　健康福祉部長　建設部長　文化振興局長　建設部参事